

【これまでの経過】

本来であれば3月中に定期総会を開催すべきところですが、コロナ禍で多くの人が一堂に会することにリスクがあることを考慮し書面による承認を得ることとしました。

そしてその書面も集めること自体にリスクがあるため、定足数には拘らず集まった中での過半数で承認することとしました。

その結果は提出数232通で、承認する229、承認しない3でした。

参考：会員数は754（1/2は、377）

これらの承認方法に関して、別紙「古田さんからの説明」のとおり、定足数に足らない結果についてはそれでも良いとすること自体の権限が無いのではという意見が出されました。

【それでも今回の結果だけで十分とする私の意見】

古田さんの意見は正論であり、規約どおりに運用するのであればそれが正しいと思います。それを理解した上で、それでもなお私は今回の結果だけでも十分承認されたものと見なし、その方が合理的な判断だと思いますので、以下にその理由を説明します。

（理由1）規約どおりには行かない現実。

区民の会の役員は、何らかの権力や特別な個人的利益をもたらすようなものはなく、むしろそれらには無縁の助け合い精神で皆さん活動されている自治会の奉仕者です。

その証拠に近年まで役員の成り手不足が続き、ひとりで行くつもの役割を兼任するのが常でした。（例：「環境整備・美化・交通安全」を実質一人で担当するなど。）

また、例えば会長に関しては規約によれば「会長は幹事会にて推薦し、総会で選出する」となっています。

しかし実際には推薦できる人、それを受けてくれる人はそう簡単には見つかりません。

そういった規約には書いてあるけど現実には実現できないことは多々あります。

自治会の会長というのは、特別な権力や権限があるわけではありません。

しかし、なぜか「会長」という言葉に多くの人が重圧を感じ、やりたがらない。

そういった重圧に比較的鈍感な私が、とりあえず「会長」と名のっておけば多くの人が安心して活動できる。だったら私が（誰からも推薦されていないけど）みんなのために自薦して

おこう。それが今回の提案です。

他の役員も同じような志で、自らが行動しようとしています。

そういった中で「規約どおりではないから承認できない」とされたのでは、あまりにも理不尽だと私は感じます。

(理由2) コロナ禍でも活動を停滞させないために。

「これまでの経過」で述べたとおり、現状ではこの方法以外ではリスクが高まります。

そういった中でも工夫して活動している役員の妨げにならないよう、最小限のリスクで必要十分と思われる方法として考えたのが先の書面承認です。

ただし、もし活動方針などで住民の中で意見が割れているのであればこのような方法は適さないでしょう。

まずはどのような活動方針であれば多くの方が(少なくとも過半数が)納得できるのか、それを十分に議論すべきです。

ところが今はそういう状況ではありません。

多くの会員が活動方針などには納得している(少なくともそれ以外の案が無い状態)にも関わらず、定足数に足りていないから承認されていない。つまりは活動に何らかの制限が掛かるというのは非合理的判断だと思います。

【むすび】

以上が私の意見ですが、もちろんこれが絶対的に正しいという主張ではなくあくまで私の個人的な見解です。

これを踏まえて幹事の皆さんが中心となって民主的な会議により議論を深め結論を出していただければ、当然それに従います。

また、ホームページでの告知やネット印刷など必要な技術的サポートに関しても協力は惜しみません。

以上